



道志村／道の駅 どうし

国道413号線沿いの豊かな自然に囲まれた「道の駅どうし」。店内の一角は生産物直売所があり、日本有数の生産を誇るクレソンや地元農家の新鮮野菜など人気があります。

8月・9月

※相談にお越しになる際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証の本人であることを確認できるものをお持ちの上、または顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)を必ず持参してください。
※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要となります。

の出張年金相談(予約制)

甲府年金事務所

とき	ところ
8月24日(木)	山梨市役所
とき	ところ
9月28日(木)	甲州市役所

竜王年金事務所

とき	ところ
8月17日(木)	北杜市役所長坂支所 (北杜市長坂町長坂上条)
9月21日(木)	

大月年金事務所

とき	ところ
9月13日(水)	富士吉田商工会議所 (富士吉田市下吉田)

※詳しくは各年金事務所までお問い合わせ下さい。

各相談所の受付時間は、午前9時30分～12時、午後1時～4時です。

厚生年金保険・健康保険、国民年金 などのお問い合わせ先

日本年金機構 年金事務所	厚生年金、健康保険(給付にかかるものを除く)、国民年金、年金の受取・請求について
甲府年金事務所	055-252-1431
竜王年金事務所	055-278-1100
大月年金事務所	0554-22-3811
全国健康保険協会 (協会けんぽ) 山梨支部	健康保険の給付、任意継続、健康保険証再交付、健康診断、健康相談等について 055-220-7750

算定基礎届の提出はお済みですか？

算定基礎届は、被保険者の方の標準報酬月額を決定するために、年1回必ず提出していただく大切な届書です。令和5年度の提出期限は7月10日(月)になります。

提出にあたっては手続きの簡素化および迅速化が見込める電子申請をぜひご利用ください。

やむを得ず紙の届書用紙でご提出いただく場合、必ず用紙送付時に同封されている返信用封筒(東京広域事務センターあて)をご使用ください。

※日本年金機構ホームページでは、「算定基礎届事務説明【動画】」および「算定基礎届の記入・提出ガイドブック(令和5年度)」等をご覧ください。ぜひご利用ください。

賞与を支給したときは賞与支払届の提出をお願いします。

被保険者の方へ賞与を支給したときは、「被保険者賞与支払届」を支払日から5日以内に提出してください。なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「賞与不支給報告書」を提出いただくことになります。まだ提出されていない場合には、すみやかに東京広域事務センターあてに提出願います。



「わたしと年金」 エッセイ 募集



日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、様々な取組を行っています。「ねんきん月間」の間中は、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

この取組の一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

テーマ

公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族と公的年金制度とのかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。

応募締切

令和5年9月8日(金) 消印有効

応募要項

- ・日本語で1,000~2,000文字程度
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。(応募作品は返却しません。)

発表

- ・受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
- ・受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
- ・受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

提出先・お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部
情報提供推進グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
☎03-5344-1100(代表)

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/>

わたしと年金エッセイ

検索

お問い合わせは、管轄の年金事務所へお願いします。

一般財団法人 山梨社会保険協会

第63回理事会・第42回評議員会 開催される

令和5年5月18日に第63回理事会・第42回評議員会が開催され、令和4年度の事業報告及び計算書類等について次のとおり承認されましたのでご報告いたします。

1. 普及活動事業

社会保険制度の普及発展、社会保険事業の円滑な運営及び福祉の増進に寄与するため、次の事業を実施した。

- (1) 広報誌「社会保険やまなし」を隔月（奇数月）発行し、事業所及び関係機関に配付
- (2) 社会保険制度、事務手続きに関する冊子「社会保険の手引」を作成し、事業所及び関係機関に配付
- (3) ホームページ、事業案内パンフレットによる事業等の周知広報
- (4) 関係機関主催の説明会等への協力並びに山梨県社会保険委員会連合会への助成

2. 健康保持・増進事業

被保険者等の健康保持増進等を図るため、次の事業を実施した。

※一部の事業については、新型コロナウイルス感染拡大を鑑み中止となった。

- (1) 東京ディズニーリゾート利用料の助成
- (2) 潮干狩り補助券の配布（江川海岸）
- (3) 社会保険協会「海の家」（静波海岸）
- (4) 富士急ハイランド入園乗り物一回券の配付
- (5) サンリオピューロランドの特別割引券（チラシ）の広報
- (6) ゴルフ大会を実施
- (7) バスハイク【中止】
- (8) 健康保険ボウリング大会【中止】
- (9) 契約保養所等の利用者への助成
- (10) 健康づくりDVDの無料貸出し
- (11) 事業所内講習会及び健康相談
- (12) (一社) 全国社会保険協会連合会契約のタイムズカーレンタルの優待サービス

3. 収益事業 企業等の広告物（チラシ）の封入

4. 理事会・評議員会及び正副会長会議を開催

5. 加入促進と納付促進 新規適用事業所に加入勧奨を、会費未納事情所へ納付促進を行った。

●令和4年度正味財産増減計算書 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	40	40	0
特定資産運用益	0	0	0
受取会費	23,9470,000	14,150,300	9,796,700
受取負担金	0	0	0
雑収益	359,150	365,595	△6,445
経常収益計	24,306,190	14,515,935	9,790,255
(2) 経常費用			
①事業費	14,557,621	14,842,016	△284,395
②管理費	4,703,137	4,770,109	△66,972
経常費用計	19,260758	19,612,125	△351,367
当期経常増減額	5,045,432	△5,096,190	10,141622
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,045,432	△5,096,190	10,141,622
一般正味財産期首残高	42,312,351	47,408,541	△5,096,190
一般正味財産期末残高	47,357,783	42,312,351	5,045,432
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	49,357,783	44,312,351	5,045,432

全国社会保険協会連合会(全社連)施設優待事業のご案内

全社連が実施している施設優待事業がご利用いただけます。

施設利用会員証を入手してください。



利用対象者

(一財)山梨社会保険協会会員事業所の従業員とその家族
年何回でも利用できます。(船員保険会については(一財)山梨社会保険協会の保養施設利用券も併用できます。)

利用方法・優待内容

施設のご利用方法及び優待内容(優待料金等)については(一財)山梨社会保険協会のホームページの会員専用ページで確認してください。

会員専用ホームページをご覧になるためにはログインパスワードが必要です。

ログインパスワードは施設利用会員証の裏面に記載してありますので、施設利用会員証を入手してください。

- 船員保険会(3施設)
- ホテル法華クラブグループ(18施設)
- 高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設)
- 湯快リゾート(30施設)
- HMIホテルグループ(41施設)
- プリンスホテル優待プラン(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)
- 亀の井ホテルグループ(30施設)
- 石和健康ランド(クア・アンド・ホテルグループ4施設)
- その他宿泊施設(12施設)および日帰り施設(6施設)ホテル神の湯温泉

施設利用会員証の申し込み

84円切手を貼付した返信用封筒に宛先を明記して申込書を同封し、(一財)山梨社会保険協会(〒400-0032 甲府市中央2-9-5)宛郵送してください。(当協会のホームページから申込用紙の印刷が可能です)

申込書作成例 (A4版)

(84円切手を貼った返信用封筒を同封してください)

施設利用会員証申込書

事業所名		TEL
事業所所在地		
担当者		希望枚数 枚

* 配付枚数は1事業所5枚までといたしますが、さらにご希望の場合は当協会にご連絡ください。

* 配付する会員証は、事業所名で発行いたしますので事業所内で管理いただき、従業員等が利用する都度お渡しください。



令和5年度協会費納入のお願い



令和5年度の協会費について、5月に「社会保険やまなし5・6月号」とともに会費振込依頼書をお送りいたしました。

当協会は、事業主・被保険者及びその家族の皆様の健康と福祉の向上のため、契約宿泊施設の利用補助、バスハイク、ボウリング大会などの事業、及び社会保険制度の円滑な運営のため、冊子「社会保険の手引」、「社会保険やまなし」の発行を行っています。

これらは、事業主の皆様からお納めいただく協会費を唯一の財源として運営しています。

諸事ご出費の多い折、誠に恐縮ではございますが、協会事業運営に特段のご理解とご協力を賜り、令和5年度協会費の納入にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

※インターネットバンキングやATMを利用して会費を振り込まれる際には、振込依頼書用紙の右上摘要欄に記載の番号(数字のみ)と事業所名を入力していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせは(一財)山梨社会保険協会へお願いします。

令和4年度

被扶養者資格の再確認へのご協力

ありがとうございました。

●実施結果（全国）

再確認により
【被扶養者から削除された人数】

約7.8万人

（令和5年3月31日時点）

削除となった主な理由

「就職して別の健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から削除する届出を年金事務所へ提出していない」というものが大半でした。

前期高齢者納付金の
【負担軽減額】

約9億円

（推計）

削除による
効果



●届出を忘れてしまうと…

医療費の返納等
煩雑な手続きが発生

扶養から外れ、失効した保険証を使用すると、医療費の返納等の手続きが発生する場合があります。

●返納金最高額(1人分) 【山梨支部 令和4年度】

約89万円

保険料負担増加の可能性があります
（前期高齢者納付金の負担）

被扶養者資格のない方について、削除の届出がなされていないと協会けんぽが負担する前期高齢者納付金が増え、皆様に納めていただく保険料が増加する可能性があります。

●届出は、その都度 日本年金機構へご提出をお願いします

ご家族が健康保険の被扶養者になる場合のほか、就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときも「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、日本年金機構へのすみやかな届出にご協力をお願いします。

※手続き方法については、日本年金機構ホームページをご確認いただくか、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



健康保険法施行令等の一部改正に伴う出産育児一時金の引き上げについて

健康保険法施行令の改正(令和5年4月1日施行)により、令和5年4月1日以降の出産分から、出産育児一時金が50万円(産科医療補償制度に加入されていない医療機関で出産された場合や妊娠週数22週未満で出産された場合の出産育児一時金は48.8万円)に引き上げられました。



出産育児一時金の詳細等は
こちらをご覧ください

☎055-220-7752（業務グループ）

お問い合わせは、全国健康保険協会(協会けんぽ)山梨支部へお願いします。

契約保養施設をご利用ください

～小さな旅してみませんか～



被保険者と家族の方々の健康保持増進を目的として、近隣のホテルなどを割引料金で利用することができるよう保養所契約をしています。

- ◆ご利用の特典 ご利用(宿泊)されると一人年1回に限り、1,000円を当協会で補助します。
- ◆対象者 山梨社会保険協会の会員である事業所の事業主及び従業員とその家族(3歳未満の乳幼児は対象となりません)
- ◆お申込方法 各施設へ直接予約し(予約の際は山梨社会保険協会の会員であることを申し出てください)、利用申込書に漏れなくご記入のうえ、84円切手を貼った返信用封筒に宛名を明記し、申込書に同封してください。後日当協会から「保養施設利用券」をお送りいたします。
なお、インターネット予約(前金払いを含む)の場合でも利用できます。

● 契約施設 ●

箱根湯本温泉 箱根水明荘

・神奈川県足柄下郡箱根町湯本702
・TEL 0460-85-5381

箱根嶺南荘(センポスの宿)

・神奈川県足柄下郡箱根町大平台442-1
・TEL 0460-82-2898

西伊豆土肥温泉 みなみ荘

・静岡県伊豆市土肥336-1
・TEL 0558-98-1123

やいづマリンパレス(センポスの宿)

・静岡県焼津市本町1-6-3
・TEL 054-629-1011

飛騨高山 本陣 平野屋 別館・花兆庵

・岐阜県高山市本町1-5(別館)
・岐阜県高山市本町1-34(花兆庵)
・TEL 0577-34-1234

草津グリーンパークパレス

・群馬県吾妻郡草津町草津白根464-523
・TEL 0279-88-3960

信州別所温泉 南條旅館

・長野県上田市別所温泉212
・TEL 0268-38-2800(代)

六合の郷 応徳温泉 「お宿 花まめ」

・群馬県吾妻郡中之条町大字小雨21-1
・TEL 0279-95-3650

鳴子やすらぎ荘(センポスの宿)

・宮城県大崎市鳴子温泉星沼18-2
・TEL 0229-87-2121



ヘルシーバル赤城

・群馬県渋川市赤城町敷島44
・TEL 0279-56-3030

浜名湖かんざんじ温泉 旅館ふじや

・静岡県浜松市西区舘山寺町2268
・TEL 053-487-0204

(申込書様式)

契約保養所利用申込書

次のとおり(契約保養所名)の利用を申し込みます。

健康証 記号番号	氏名	年齢	続柄	利用年月日	備考
				令和 年 月 日 ~ 月 日	
				令和 年 月 日 ~ 月 日	
				令和 年 月 日 ~ 月 日	
				令和 年 月 日 ~ 月 日	

令和 年 月 日

(一財)山梨社会保険協会会長 殿
所在地 〒
事業所名
事業主氏名

印

※当協会のホームページから利用申込書の印刷が可能です。

温泉宿泊助成券を配付しています

下呂温泉・ぎふ長良川温泉宿泊助成券(500円)を配付しています。

●配付枚数/2,000枚

●助成券有効期間/ 下呂温泉/令和5年12月31日宿泊分まで
ぎふ長良川温泉/令和6年3月31日宿泊分まで



注)連泊する場合も利用できます。宿泊代を旅行会社等へ事前払する場合には、旅館内利用券として飲食代・土産代などとして使うことができます。他の割引を利用する場合でも併用できます。
※対象となる施設については、当協会ホームページに記載しています。

※当協会のホームページから「温泉宿泊助成券申込書」の印刷が可能です。



お申し込み方法

- ※ご希望の場合は、84円切手を貼った返信用封筒に宛先を明記し、申込書に同封してください。
- ※従業員10人未満の事業所は10枚まで、10人以上の事業所は20枚までといたしますが、さらにご希望の場合は、当協会事務局にご連絡ください。
- ※配付枚数に達した場合は、募集終了といたします。

山梨社会保険協会「海の家」のご利用を!!

本格的な夏のおとずれとともに、海水浴シーズンを迎えました。山梨社会保険協会では、被保険者と家族の方々の健康保持と体力向上のため「社会保険協会海の家」を開設しています。(令和5年7月1日~8月31日)これからの夏休み等を利用し、多くの皆様のご利用をお待ちしております。



詳しくは、「社会保険やまなし5・6月号」、当協会ホームページをご覧ください。

お問い合わせは(一財)山梨社会保険協会へお願いします。